

特別養護老人ホーム重要事項説明書

社会福祉法人 那珂の郷

2025(令和7)年4月改定

◆ ◆目次◆ ◆

1. 施設運営者
2. 事業所の概要
3. ご利用施設
4. 施設利用対象者
5. 契約締結からサービス提供までの流れ
6. 居室の概要
7. 職員の配置状況
8. 当施設が提供するサービスと利用料金
9. 入所中の医療の提供について
10. 施設を退所して頂く場合
 11. 身元引き受け人
 12. 苦情の受付について
 13. サービス提供における事業者の義務
 14. 施設利用の留意事項
 15. 事故発生時の対応について
 16. 損害賠償について
 17. 損害保険への加入

特別養護老人ホーム 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(兵庫県指定 第 2872700535号)

当施設はご契約者に対し指定介護老人福祉施設サービスを提供します。
施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

1. 施設運営者

- (1) 法人名 社会福祉法人 那珂の郷
(2) 法人所在地 〒679-1103
多可郡多可町中区牧野字国木谷166番9の1
(3) 電話番号 0795(30)0870
FAX番号 0795(30)0873
(4) 代表者氏名 理事長 川久 康之
(5) 設立年月日 平成15年8月8日

2. ご利用施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨造5階建
(2) 延床面積 3,767㎡
(3) 居室面積 15.6㎡
(4) 併設事業

事業の種類	兵庫県知事の事業指定番号	利用定員
併設通所介護 介護予防・日常生活支援 総合事業	2872700535	36人
併設短期入所生活介護 介護予防併設短期入所 生活介護	2872700535	20人

3. ご利用施設

(1) 施設の種類 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

平成19年10月17日指定2872700535号

(2) 施設の目的

指定介護老人福祉施設は、居宅に近い居住環境の下で日常生活のケアを行い、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、ご契約者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としています。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害がある為に常時の介護を必要とし、かつ居宅においてはこれを受けることが困難な方がご利用頂けます。

(3) 施設の名称 特別養護老人ホーム グリーンヴィラ妙見

(4) 施設の所在地 〒679-1103

兵庫県多可郡多可町中区牧野字国木谷166-25・
166-33

(5) 電話番号 0795(30)0870

FAX 0795(30)0873

(6) 管理者

氏名 川久 康之

(7) 当施設の運営方針

1. 施設は、入居者一人一人の意志および人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援します。

2. 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、高齢者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(8) 開設年月日 平成19年10月17日

(9) 入所定員 50名

4. 施設利用対象者

(1) 当施設に入所できるのは、原則として介護保険における要介護認定の結果、「要介護3」以上と認定された方が対象となります。

また、入所時において「要介護3」以上の認定を受けておられる入所者であっても、将来「要介護」認定者でなくなった場合は、退所して頂くこととなります。

(2) 入所契約締結前に、感染症等に関する健康診断を受け、その診断書の提出をお願い致します。診断書は別紙様式のとおりです。

ご契約者は、これにご協力頂けるようお願い致します。

5. 契約締結からサービス提供までの流れ（契約書第2条）

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」で定めます。

「施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。

①当施設の介護支援専門員(ケアマネージャー)・経験のある生活相談員等に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査やサービス担当者会議の開催等の業務を担当させます。



②その担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。



③施設サービス計画は概ね6ヶ月毎、もしくは、ご契約者及びその家族の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要がある場合にはご契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。要介護度の変更時にも同様です。



④施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付しその内容を確認して頂きます。

6. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室の概要	居室(ユニット型) 1ユニット 10人 5ユニット 床面積15.6㎡ ベッド・冷暖房・機械換気・スプリンクラー完備
共用施設の概要	(ユニット毎) 談話コーナー(17.6㎡) 共同生活スペース(121.91㎡) 浴室・脱衣室(11.54㎡) トイレ(2居室あたり一箇所) 医務室 (その他) 特殊浴室 2室 調理室 地域交流スペース
併設施設	ショートステイ 2ユニット 20人 デイサービス 36人

★ 居室の変更について

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合には、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。

また、ご契約者の心身の状況等により居室を変更する場合があります。

7. 職員の配置状況

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しております。

職員体制(主たる職員)

職種	配置人数	常勤	非常勤	指定基準
1. 施設長	1	1		1
2. 生活相談員	1	1		1
3. 看護師・准看護師	3	3		24人以上(看護・介護職あわせて)
4. 介護職員	32	32		
5. 栄養士	1	1		1
6. 機能訓練指導員	1	1		1
7. 介護支援専門員	1	1		1
8. 医師	1		1	必要数

主な職員の勤務体系

職種	勤務体制
1. 施設長	9:00～18:00
2. 医師(非常勤)	週1回、原則として金曜日
3. 生活相談員	9:00～18:00
4. 介護支援専門員	9:00～18:00
5. 介護職員	標準的な時間帯 早出 6:30～15:30 日勤 9:00～18:00 遅出 13:00～22:00 夜勤 22:00～7:00
6. 看護職員	9:00～18:00
7. 管理栄養士	9:00～18:00
8. 機能訓練指導員	9:00～18:00

配置職員の職種

施設長	ご契約者に快適に過ごして頂けるよう、環境作り及び人材育成に努めます。
生活相談員	ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
介護職員	ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談助言等を行います。
看護職員	主にご契約者の健康管理や療養上の世話をいたします。また、日常生活上の介護・介助もいたします。
機能訓練指導員	ご契約者の機能回復訓練を担当します。
介護支援専門員	ご契約者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。生活相談員が兼ねる場合もあります。
医師	ご契約者に対して、健康管理及び療養上の指導を行います。
管理栄養士・栄養士	ご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮し、栄養のバランスのとれた食事を提供します。

8. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対しての以下のサービスを提供します。
次ページ以降に説明を記載しております。

{1} 介護保険の給付対象となるサービス

{2} 介護保険の給付対象とならないサービス

{ 1 } 介護保険の給付対象となるサービス（契約書第 3 条）

以下のサービスについては、通常 1 割負担の方の場合、利用料金の 9 割は介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

(1)入浴

入浴は少なくとも週 2 回以上行います。また、体調不良などにより入浴できない方に関しては、清拭を行います。清拭に関しても週 2 回以上行います。

寝たきりや、その他、心身機能の低下により、一般浴槽での入浴が困難な場合についても機械浴槽を使用して入浴することが出来ます。

(2)排泄

ご契約者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行います。

オムツを使用せざるを得ないご契約者については、排泄の自立をはかりつつ、そのオムツを適切に取り替えます。

(3)機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を予防する為の訓練を実施します。

(4)健康管理

医師や看護職員が常に健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。

(インフルエンザ等の予防接種については、ご契約者・家族の同意が必要です。尚、ご契約者の自己負担とさせていただきます。)

(5)その他自立への支援

寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。

生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

清潔で快適な生活が送れるよう、個別状況に応じた毎日の口腔ケアや適切な整容が行われるよう援助します。

(6)行事およびレクリエーション

*別表にて、レクリエーションは提示致します。

＜サービス利用料金(一日あたり)＞

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)と居住費と食費の合計金額をお支払い下さい。

サービス利用料金表(1日あたりの金額。1割負担の場合。)

ご利用者介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
① サービス利用料金	6,700円	7,400円	8,150円	8,860円	9,550円
② 介護保険給付額	6,030円	6,660円	7,335円	7,974円	8,595円
③ 自己負担額(①-②)	670円	740円	815円	886円	955円
④ 居 住 費	2,066円				
⑤ 食 費	1,485円				
⑥ 自己負担額合計 (③+④+⑤)	4,221円	4,291円	4,366円	4,437円	4,506円

サービス利用料金表(1日あたりの金額。2割負担の場合。)

ご利用者介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
① サービス利用料金	6,700円	7,400円	8,150円	8,860円	9,550円
② 介護保険給付額	5,360円	5,920円	6,520円	7,088円	7,640円
③ 自己負担額(①-②)	1,340円	1,480円	1,630円	1,772円	1,910円
④ 居 住 費	2,066円				
⑤ 食 費	1,485円				
⑥ 自己負担額合計 (③+④+⑤)	4,891円	5,031円	5,181円	5,323円	5,461円

サービス利用料金表(1日あたりの金額。3割負担の場合。)

ご利用者介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
① サービス利用料金	6,700円	7,400円	8,450円	8,860円	9,550円
② 介護保険給付額	4,690円	5,180円	6,005円	7,974円	6,685円
③ 自己負担額(①-②)	2,010円	2,220円	2,445円	886円	2,865円
④ 居 住 費	2,066円				
⑤ 食 費	1,485円				
⑥ 自己負担額合計 (③+④+⑤)	5,561円	5,771円	5,996円	4,437円	6,416円

なお、住民税非課税世帯で保険者(市町村)への申請により「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている方は、所得に応じて利用者負担の軽減措置がありますので、実際に負担して頂く額は以下の表の通りとなります(特定入所者介護サービス費)。

＜介護保険負担限度額認定者のサービス利用料金表(一日あたり)＞

利用者負担第3段階② :例)年金120万円を超える方(1割負担の場合)

ご利用者介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① サービス利用料金	6,700円	7,400円	8,150円	8,860円	9,550円
② 介護保険給付額	6,030円	6,660円	7,335円	7,974円	8,595円
③ 自己負担額(①-②)	670円	740円	815円	886円	955円
④ 居住費	1,370円				
⑤ 食費	1,360円				
⑥ 自己負担額合計 (③+④+⑤)	3,400円	3,470円	3,545円	3,616円	3,685円

利用者負担第3段階① :例)年金80万円を超える方(1割負担の場合)

ご利用者介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① サービス利用料金	6,700円	7,400円	8,150円	8,860円	9,550円
② 介護保険給付額	6,030円	6,660円	7,335円	7,974円	8,595円
③ 自己負担額(①-②)	670円	740円	815円	886円	955円
④ 居住費	1,370円				
⑤ 食費	650円				
⑥ 自己負担額合計 (③+④+⑤)	2,690円	2,760円	2,835円	2,906円	2,975円

利用者負担第2段階 :例)年金80万円以下の方(1割負担の場合)

ご利用者介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① サービス利用料金	6,700円	7,400円	8,150円	8,860円	9,550円
② 介護保険給付額	6,030円	6,660円	7,335円	7,974円	8,595円
③ 自己負担額(①-②)	670円	740円	815円	886円	955円
④ 居住費	880円				
⑤ 食費	390円				
⑥ 自己負担額合計 (③+④+⑤)	1,940円	2,010円	2,085円	2,156円	2,225円

利用者負担第1段階：例)生活保護受給者(1割負担の場合)

ご利用者介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① サービス利用料金	6,700円	7,400円	8,150円	8,860円	9,550円
② 介護保険給付額	6,030円	6,660円	7,335円	7,974円	8,595円
③ 自己負担額(①-②)	670円	740円	815円	886円	955円
④ 居 住 費	880円				
⑤ 食 費	300円				
⑥ 自己負担額合計 (③+④+⑤)	1,850円	1,920円	1,995円	2,066円	2,135円

〈サービス利用料金についての補足事項〉

1. ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払い頂きます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
2. 介護保険からの給付費体系に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。(契約書第7条)
3. ご契約者の外泊期間中、全食摂らない日数分の食事にかかる負担額は利用料金から差し引きます。
4. ご契約者の外泊期間中の居住費はお支払い頂きます。
通常の居住費(介護保険負担限度額の減免を受けている場合はその相当額)に加え1月6日以内に限り1日246単位の外泊時費が加算されます。
期間外については、通常の居住費と同等の額を自己負担頂きます。(通常の居住費：2,066円)
5. ご契約者の入院期間中、居室を確保する場合も上記「4. 外泊期間中の居住費」と同様に入院期間中は引き続き当該居室の居住費を支払って頂きます。
但し、介護保険負担限度額の減免を受けている場合は、入院中に居住費基準限度額内の費用を支払う期間は国が定める期間内に限定されますが(6日以内)、期間外については、通常の居住費と同等の額を自己負担頂きます。(通常の居住費：2,066円)
6. 新規入所された場合もしくは30日を超えて入院をした後に施設に戻られた場合には、初期加算として、一日あたり30単位をご負担して頂く事になります。

加算について

加算とは、前述のサービス利用料金の他に、施設の体制整備状況やご契約者様の心身の状況等に応じて算定される費用のことです。

下記の表の各項目において冒頭に「◎」印がついた加算については、当施設における全てのご契約者様に適用されているものです。従って、これらの各加算につきましてもは契約成立をもって費用をご負担頂くことにご同意頂けたものとみなします。

それ以外に、各種制度の変更やご契約者様の心身の状況の変化などによりご契約日以後に新たに加算の対象に該当した場合には施設サービス計画書や担当窓口からのご案内などを通じてご契約者様やご家族様にお知らせし、ご同意を頂くこととします。

なお、各加算の末尾に(Ⅰ)(Ⅱ)及び(Ⅲ)の段階が示されている場合は、各段階に定められた要件を満たしたときに上位の区分が選択的に算定されます。

加算料金

(**1 割負担**)の場合のご利用者様負担分を記載しています。 単位：円)

加算の名称	1日あたりの負担額	30日あたりの負担額	加算内容
◎初期加算	30 円/日	900 円/月	入所日から 30 日間のみ
◎安全対策体制加算	20 円/入所時		入所時のみ
日常生活継続支援加算	46 円/日	1,380 円/月	入居者様の要介護状態に関する加算 ※要介護 4 以上の割合が 70%以上もしくは認知症患者が 65%以上
◎看護体制加算(Ⅰ)	6 円/日	180 円/月	常勤看護師 1 名以上の配置に対する加算
◎看護体制加算(Ⅱ)	13 円/日	390 円/月	上記基準以上の看護師の配置に対する加算
◎科学的介護推進体制加算(Ⅰ)		40 円/月	ケアに必要な情報のデータ提供
◎科学的介護推進体制加算(Ⅱ)		50 円/月	病状や、ケアに必要な情報のデータ提供

加算の名称	1日あたりの負担額	30日あたりの負担額	加算内容
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円/日	90円/月	認知症介護実践リーダーの配置に対する加算
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4円/日	120円/月	認知症介護指導者の配置に対する加算
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)		150円/月	認知症ケアの指導的・専門的研修修了者を配置して複数の介護職員から成るチームを組んで対応すること
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)		120円/月	複数の介護職員から成るチームを組んで対応すること
◎高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)		10円/月	医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保すること
◎高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)		5円/月	3年に1回以上、上記医療機関から実地指導を受けること
新興感染症等施設療養費	240円/日 連続する5日を限度とする	1,200円/月 限度	厚生労働大臣が定める感染症罹患者に介護サービスを提供した場合
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100円/日	3,000円/月	下記に加え、複数台の見守り機器の導入など
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/日	300円/月	生産性向上ガイドラインに基づいた継続的改善活動
ADL維持加算(Ⅰ)		30円/月	定められた指標に基づいて行ったADL維持管理
ADL維持加算(Ⅱ)		60円/月	同上
◎個別機能訓練加算(Ⅰ)	12円/日	360円/月	個別機能訓練計画に基づき行った機能訓練
◎個別機能訓練加算(Ⅱ)		20円/月	データ提出が条件
◎個別機能訓練加算(Ⅲ)		20円/月	口腔衛生管理加算(Ⅱ)と栄養マネジメント強化加算を算定していること

加算の名称	1日あたりの負担額	30日あたりの負担額	加算内容
生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100円/月	外部のリハビリ専門職との連携
生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200円/月	同上
◎自立支援促進加算		280円/月	医学的な評価・日々の過ごし方の評価のデータ提出
◎褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)		3円/月	褥瘡のリスク評価
◎褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)		13円/月	褥瘡の発生がない事
◎排泄支援加算(Ⅰ)		10円/月	排泄状況の評価
◎排泄支援加算(Ⅱ)		15円/月	排尿排便状況の改善
◎排泄支援加算(Ⅲ)		20円/月	オムツの使用がないこと
◎栄養マネジメント強化加算	11円/日	330円/月	管理栄養士による栄養ケアに対する加算
◎精神科を担当する医師に係る加算	5円/日	150円/月	精神科医による月2回以上の定期指導に対する加算
療養食加算	6円/1回 (1日3食限度)	540円/月	糖尿病食等の療養食の提供に関する加算。
特別通院送迎加算	594円/日		施設職員が、透析を必要とする入所者の通院送迎を月12回以上行った場合
経口移行加算 (経管栄養の方)	28円/日 (原則180日)	840円/月	経管栄養の方への経口移行計画に対する加算
経口維持加算(Ⅰ) (著しい誤嚥がある方)	28円/日 (原則180日)	840円/月	経口摂取機能障害(誤嚥等)がある方への経口維持計画に対する加算
経口維持加算(Ⅱ) (誤嚥が認められる方)	5円/日 (原則180日)	150円/月	経口摂取機能障害(誤嚥等)がある方への経口維持計画に対する加算
◎口腔衛生管理加算(Ⅰ)		90円/月	歯科医師等による口腔管理に対する加算
◎口腔衛生管理加算(Ⅱ)		110円/月	口腔状態のデータ提出

加算の名称	1日あたりの負担額	30日あたりの負担額	加算内容
看取り介護加算(Ⅰ) 死亡日45日前～31日前	72円/日	1,080円限度	看取り介護に対する加算
看取り介護加算(Ⅰ) 死亡日30日前～4日前	144円/日	3,888円限度	同上
看取り介護加算(Ⅰ) 死亡日前々日、前日	680円/日	1,360円限度	同上
看取り看護加算(Ⅰ) 死亡日	1,280円/日		同上
配置医師緊急時対応加算	650円/1回 (早朝夜間) 1,300円/1回 (深夜)		配置医師が早朝又は夜間、深夜に施設に赴き診療を行った場合の加算
看取り介護加算(Ⅱ) 死亡日45日前～31日前	72円/日	1,080円限度	配置医師緊急時対応加算の施設基準に該当する場合の看取り介護加算
看取り介護加算(Ⅱ) 死亡日30日前～4日前	144円/日	4,320円限度	同上
看取り看護加算(Ⅱ) 死亡日前々日、前日	780円/日		同上
看取り看護加算(Ⅱ) 死亡日	1,580円/日		同上
認知症緊急対応加算	200円/日	7日間限度	
退所前訪問相談援助加算	460円/1回	入所中1回 (又は2回)限度	施設を退所されるにあたって必要な支援を行った場合の加算
退所後訪問相談援助加算	460円/1回	退所後1回限度	
退所時相談援助加算	400円/1回	1回限度	
退所前連携加算	500円/1回	1回限度	
退所時情報提供加算	250円/1回	1回限度	
退所時栄養情報連携加算	70円/1回	1回限度	

加算の名称	1日あたりの負担額	30日あたりの負担額	加算内容
再入所時栄養連携加算	200 円/1 回		医療機関から施設への再入所時に特別職等を提供する必要がある場合
◎協力医療機関連携加算(1)		50 円/月	協力医療機関が相談・診療・入院受け入れ態勢を常時確保していること
◎協力医療機関連携加算(2)		5 円/月	上記以外
在宅復帰支援機能加算	10/日	300/月	施設利用者の在宅復帰促進のための加算
在宅入所相互利用加算	40 円/日	1, 200 円/月	在宅生活を維持するために施設を利用する場合の加算
◎サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 円/日	660 円/月	介護福祉士 50%以上配置に対する加算
◎サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 円/日	540 円/月	常勤職員 75%以上配置に対する加算
◎サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 円/日	180 円/月	3 年以上の勤務年数の者 30%以上配置に対する加算
◎夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	27 円/日	810 円/月	最低基準を上回る夜勤職員を配置することへの加算
◎介護職員等処遇改善加算	所定単位数×13.6%		※支給限度基準額の算定対象から除外される加算

{2} 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第4条)

以下のサービスには、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 契約者が使用する居室の提供

ご契約者にご利用頂くユニット型の居室を提供致します。

利用料金：居住費は一日あたり **2,066 円**

② 契約者の食事の提供

ご契約者の栄養状態に適した食事を提供します。

利用料金：食費は一日あたり **1,485 円**

(居住費及び食費は、収入により負担限度額があります。重要事項説明書「{1} 保険の給付の対象となるサービス」に記載の表の通りとなります。)

③ 特別な食事の提供

季節ごとの行事食や、ご契約者のご希望に基づいた特別な食事を提供します。

利用料金：季節ごとの行事食や、「ソフト食」などの特別な食事のために要した追加の費用。

行事食は原則として月1回提供。通常の食費に加えて1食400円。お正月のみ1食600円。

ソフト食は通常の食費に加えて1日あたり275円。

(参考：食事形態一覧)

主食	米飯・軟飯・全粥・ミキサー粥・ <u>ソフト粥</u>
副食	常食・一口大食・キザミ食・極キザミ食・ミキサー食・ <u>ソフト食</u>

④ 理美容サービス

月に一回以上、理容師・美容師の出張による調髪サービスをご希望により、ご利用頂けます。ご希望の方は、事前にお申し込み下さい。

利用料金 1,800円(一回あたり)

(パーマ・毛染めに関しては、別途料金がかかります。)

⑤ レクリエーション・クラブ活動

ご利用者様のご希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加して頂くことができます。

利用料金：材料費等の実費を頂きます。

- ・ その他、ユニット単位で(4月…花見会・9月…敬老会・12月…クリスマス会・1月…新年の祝い・2月…節分・他に毎月ごとの誕生日会・外出会・買い物等)ご希望に応じて適宜行います。
- ・ クラブ活動
音楽・園芸・メイクセラピー・学習療法・アロマセラピーなど(材料費等の実費)

⑥ 貴重品の管理

別紙「預り金規程」に定める通りです。

⑦ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録、その他の複写物を必要とする場合には、実費相当分として下記の金額をご負担頂きます。

(片面につき10円)

⑧ 日常生活費

日常生活用品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担して頂くことが適当であるものに係る費用を負担頂きます。

ティッシュペーパー・衣服・シューズ・歯ブラシ等の**日常的な生活用品**、
食事介助用エプロン・自助食器・口腔ケア用品などの**日常的な介護用品**の
購入を代行致します。費用としては、代金の実費を頂きます。(希望者のみ)

おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。ただし、当施設基準以外の物の利用を希望される場合には実費負担となります。

⑨ ご契約者様に対して使用した医療・衛生材料費については、実費を頂きます。

(例)酸素ボンベ、ガーゼ、ドレッシングテープ等

⑩ 飲み物代

1日の飲み物代として一日50円(入浴後の水分補給や嗜好品の提供)

⑪ 電気製品を使用される場合は、一つの機器につき一日30円を電気代としてご負担頂きます。

⑫ **新規特養入所時における健康診断**の際の送迎費用について

新しく特養にご入所される場合、医療機関にて健康診断を受けて頂くことが必要です。

身元引受人様の自家用車でご契約者様を医療機関へ送迎することが困難な場合は、当施設の福祉車両による送迎の援助を行います。

多可町・西脇市・丹波市の医療機関については片道1,840円の費用を申し受けます。その他の地域については距離や時間に応じた費用を算出します。

⑬ 契約終了後の所定の料金

ご契約者が本来の契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間にかかる料金
(一日あたりのサービス費) 単位(円)

ご利用者介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
ご利用料金	4,221円	4,291円	4,366円	4,437円	4,506円

ご契約者が、要介護認定で自立または要支援と判断された場合
3,551円(一日あたりの居住費2,066円+食費1,485円)

尚、この期間中において、介護保険による給付があった場合には、上記の表により計算した金額からこの介護保険給付額を控除することと致します。

⑭ ご契約者様の体調の変化に応じた費用

1. 当施設では、ご契約者様が体調不良もしくは何らかの事情で、施設の通常提供する食事を召し上がるのが困難な場合、体力維持のため、一時的に**栄養補助食品**を提供する事があります。
その場合、ご家族にご連絡の上、同意を頂いてからの提供となりますが、費用は別途請求させて頂くこととなります。
2. 嚥下機能の低下により、とろみ調整食品を使用することがあります。
その場合、ご家族にご連絡の上、同意を頂いてからの提供となりますが、費用は別途請求させて頂くこととなります。
3. 各種福祉用具のレンタルや購入を必要とされる方に対する相談支援をさせて頂きます。

利用料金のお支払いについて（契約書第6条）

前記 {1} {2} の料金・費用は1ヶ月ごとに計算し、ご請求します。利用料金は月締めとし、ご請求は利用月の翌15日です(土日祝日の場合その直前の金曜日とします)。ご請求月の月末までに下記の方法からお支払い下さい。(1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した額とします。)

＜お支払い方法＞

①振込みによるお支払い

振込みによるお支払いは下記の通りと致します

金融機関名	
名義	
口座番号	

②上記のお支払い方法が困難な方はご相談下さい

9. 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合、介護報酬に含まれる当施設の嘱託医師が診察しますが、下記の医師及び協力医療機関において診療や入院治療を受けることが出来ます。(但し、下記医療機関での診療、入院治療を義務づけるものではありません。)

＜嘱託医＞

医療機関の名称	氏名	診療科
西脇志賀クリニック	志賀 真	内科(ペインクリニック) 皮膚科

新規特養ご入所に際しては、現在の主治医から当施設の嘱託医に対する「紹介状」のご提出をお願い致します。

＜協力医療機関＞

医療機関の名称	所在地	診療科	電話番号
多可赤十字病院	多可町中区岸上280	内科・外科	
大山記念病院	西脇市黒田庄町田高 313	総合	
棚倉歯科医院	多可町八千代区中野間 1093-10	歯科	
伊藤医院	多可町八千代区中野間 1107-3	精神科	

10. 施設を退所して頂く場合（契約書第15条～第20条）

① 契約の終了にて退所して頂く場合

当施設との契約では契約の終了する期日は特に定めていません。したがって以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができます。

仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所して頂くこととなります。

なお、事業者からの解約はやむを得ない場合のみとし、1ヶ月以上の期間をおいて文書により理由を通知します。

- ① 要介護認定により、ご契約者の心身の状況が自立または要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
- ③ 当施設の損失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合、または指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者からの退所の申し出があった場合（②に記載の通り）
- ⑥ 事業所から退所の申し出を行った場合。（③に記載の通り）

② 契約者様からの申し出により退所される場合（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約・解除届出書をご提出下さい。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ ご契約者が入院された場合（後掲④においても記載）
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業所もしくはサービス従事者が故意または過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

③事業者からの申し出により退所して頂く場合(契約解除)

以下の事項に該当する場合には当施設から退所して頂くことがあります。なお、事業者からの解約はやむを得ない場合のみとし、1ヶ月以上の期間をおいて理由を通知します。

- ① 契約締結時に際してその心身の状況および病歴などの重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者によるサービス利用料金の支払いが3ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信用行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3ヵ月を超えて病院または診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合（④に記載の通り）
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設・介護医療院に入院した場合

④ご契約者本人が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

- ① 当初は3ヵ月以内の退院が見込まれて、実際に3ヵ月以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。しかし、入院時に予定された退院日より早く退院した場合、退院時に施設の受け入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護(ショートステイ)の居室等をご利用頂く場合があります。
また料金につきましては、入院の翌日から当該月6日間(当該入院が月をまたがる場合は最大12日間)の範囲内で、実際に入院した日数分で国が定める外泊時費用をご負担頂きます。(一日につき246単位)
- ② 3ヵ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。但し、契約を解除した場合であっても3ヵ月以内に退院された場合には、再び当施設に入所できるように努めます。しかし、当施設が満室の場合には、短期入所生活介護を利用できるように努めます。
- ③ 3ヵ月を越えて入院した場合には、契約を解除する場合があります。
この場合には、当施設に再び優先的に入所する事はできません。

⑤円滑な退所のための援助

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業所はご契約者の心身の状況、置かれている環境などを勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

また事業所からの解除による退所の場合にも、相応の努力を致します。

- 適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業所の紹介
- その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介

尚、退所のための援助を行った場合は「加算について」のページでお示しした退所に関連する各種加算項目のうち要件を満たしたものが算定されます。

1 1. 身元引受人（契約書第 22 条）

- (1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。しかしながら、入所者において、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、入所契約締結にあたって、身元引受人の必要はありません。
- (2) 身元引受人は、これまでもっとも身近にいて、ご契約者のお世話をされてきた家族や親族に就任して頂くのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。
- (3) 身元引受人は、ご契約者の利用料金などの経済的な債務については、契約者と連携して、その債務の履行義務を負うことになります。また、こればかりでなく、ご契約者が医療機関に入院する場合や、当施設から退所する場合においては、その手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、さらには、当施設と協力、連携して退所後のご契約者の受け入れ先を確保するなどの責任を負うことになります。
- (4) ご契約者が入所中に死亡した場合においては、其のご遺体や残置品（居室内に残置する日常品や身の回り品等であり、高価品は除外します）の引き取り等の処理についても身元引受人がその責任で行う必要があります。
貴重品として、施設が預かっている物、並びに、金銭や預金通帳等は残置品には含まれず、相続手続きに従って、その処理を行うことになります。また、ご契約者が死亡されていない場合でも、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の残置品をご契約者自身が引き取れない場合には、身元引受人がこれを引き取って頂く場合があります。これらの引き取り等の処理に係る費用については、ご契約者又は身元引受人にご負担頂くことになります。
- (5) 身元引受人が死亡したり、破産宣告を受けた場合には、事業者は、新たな身元引受人を立てて頂くために、ご契約者に協力をお願いする場合があります。
- (6) 身元引受人がご希望された場合には、利用料金の変更、施設サービス計画の変更等についてご通知させていただきます。

12. 苦情の受付について（契約書第25条）

（1）当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受付けます。

○ 苦情受付窓口（担当責任者）

施設管理者 金田吉登

○ 受付時間 毎週月曜～金曜日 9：00～18：00

*祝日及び年末年始（12月31日～1月3日）・指定以外の土曜日は含みません。

○ 夜間の苦情受付（上記の時間以外の受付）

日勤帯・・・当施設事務局内事務担当者・当日出勤のユニットリーダー

夜間帯・・・当日の夜勤リーダー

○ 受付番号

電話 0795(30)0870

また、苦情受付ボックスを事務所に設置しています。

苦情受付担当者は、苦情の申し出をされた方と話しあいによって円滑な解決につとめます。

（2）行政機関その他苦情受付機関

多可町役場福祉課

所在地 多可郡多可町中区中村町123

電話 (0795)-32-5120

受付時間 9：00～17：15（月～金曜日）

兵庫県国民健康保険団体連合会

所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9-1-1081

電話 (078)-332-5617

FAX (078)-332-5617

受付時間 9：00～17：15（月～金曜日）

兵庫県社会福祉協議会

所在地 神戸市中央区坂口通り2丁目1-23

電話 (078)-262-5241

FAX (078)-262-5968

9：00～17：15（月～金曜日）

13. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条）

当施設は、ご契約者に対して、サービスを提供するにあたって次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師または看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご契約者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定の更新申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
但し、複写費用については、重要事項説明書記載のコピー代を頂きます。
- ⑥ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為は行いません。
但し、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載する等して、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩致しません(守秘義務)。
但し、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関などにご契約者の心身などの情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、ご契約者の同意を得て行います。

14. 施設利用の留意事項（契約書第10条、第11条）

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 居室への持込品について

ご契約者の今までの生活習慣を尊重した雰囲気づくりを大切にし、できる限りご契約者・家族で自由に考えて頂けるようお願い致します。

<持ち込み可能なもの>

家電製品(テレビ・冷蔵庫・ラジカセなど)、日用雑貨品、家具調度品、衣類(着替え)、嗜好品(写真や飾り物)、信仰のための仏具、神具類等

新規特養ご入所にあたっては、衣装ケース(タンス)をご用意下さい。

<持ち込めないもの>

ペット、火器および危険物(カセットコンロ・ストーブ・危険物に指定されている薬品・薬物等)、現金や高価な貴重品等(*個人が所持される現金や貴金属の施設内での紛失や盗難等の責任は負えません)

(2) 面会

面会時間 9:00~20:00

(ただし、感染症対策上の理由などからご面会を制限させて頂くこともあります)

ご契約者様及び他の利用者様の、誤嚥による窒息事故や高血糖症状・食中毒などを避けるため、飲食物を持ち込まれる場合は必ず職員に届け出て下さい。

(3) ご家族の宿泊について

ご家族様が宿泊され、食事を利用された場合は相応のご負担を頂きます。

(4) 外泊・外出

外出、外泊をされる場合は、できる限り2日前までにお申し出下さい。尚、当日までに書面にて届出を行って頂きます。

緊急やむを得ない場合については、この申し出は当日でも可能です。

(5) 食事

食事が不要な場合は、できる限り前日までにお申し出下さい。尚、当日までに書面にて届出を行って頂きます。

前日までに申し出があった場合には「サービス利用料金表」に定める「食事にかかる自己負担額」は徴収致しません。

(6) 施設・設備の使用上での注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意にまたはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復して頂くか、または相当の代価をお支払い頂く場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生などの管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治的活動、営利活動などを行うことはできません。

(7) 喫煙

施設内においては、定められた場所以外での喫煙ではできません。

1 5. 事故発生時の対応について

事故により身体に障害等が発生している場合は、生命維持のため可能な限りの処置を行うなど必要な措置を講じ、その被害拡大防止を図るとともに、ご契約者やその家族に対し速やかに状況を報告・説明致します。

1 6. 損害賠償について（契約書第 12 条～第 14 条）

(1) 当該施設において事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償致します。

但し、その損害の発生について、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

(2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は賠償責任を免れます。

- ① 契約者(その家族・身元引受人等も含む)が、契約締結に際し、契約者の心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ② 契約者(その家族・身元引受人等も含む)が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ③ 契約者の急激な体調の変化など、事業所の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従業者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

1 7. 損害保険への加入

当施設は以下の保障制度へ加入しています。

「ひょうご福祉サービス総合保障制度」

プラン I (A) 施設サービス事業者 賠償補償制度

(施設サービス事業者が所有・使用する施設の欠陥や職員の不注意が原因で、利用者等の第三者に^カをさせたり、食中毒を発生させた場合や利用者等の第三者の所有物を破損させた場合に、事業者が第三者に法律上の損害賠償責任を負うことにより被る損害に対して保険金が支払われます。)

例) 身体障害・財物損害共通・・・1名・1事故・・・5億円(支払い限度額)

人格権侵害・・・1名・1事故・・・5,000万円

(その他、ケアマネジャーに係る経済的損失(ケアプラン作成ミス等で、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用し、利用者の自己負担額が当初の見込みを大幅に超えてしまった場合等で利用者に経済的損失を与えてしまった場合等)・人格権侵害・現金および貴重品担保(利用者から預かった財布を紛失してしまった場合等))

